別紙１　　　　　　　　　　　　（表面）

※下野市記入欄

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 下野市　開発行為関連　相談票 | | | | | 番  号 |
| 相談日 | 令和　　年　　月　　日（　　） | | | | 担  当 |
| 相談者 | 氏　名 |  | | | |
| 住　所 |  | | | |
| 電話番号 |  | | | |
| 申請人 | 氏　名 |  | | | |
| 住　所 |  | | | |
| 電話番号 |  | | | |
| 土地の所在  ※右欄で足りない場合は別紙 | 地名（大字）  地　番 | 地　　目 | | 面積 | 所有者 |
| 台帳 | 現況 |
|  |  |  | ㎡ |  |
|  |  |  | ㎡ |  |
|  |  |  | ㎡  計　　㎡ |  |
| 開発区域  の詳細 | □市街化区域  　□市街化調整区域  　　　該当条項　３４条第　　　号（提案基準　　　番） | | | | |
| 土地の  利用目的 | □新築　　□増築　　□改築 | | | | |
| 予定建築物  の用途 | □専用住宅　□分譲住宅（　　棟）　□農家住宅  □共同住宅　□店舗　□工場　□その他（　　　　　　） | | | | |
| 既存建築物  ※建替えの場合に記入 | 用途 | | 床面積 | 築年月日 | 所有者 |
|  | | ㎡ |  |  |
|  | | ㎡ |  |  |
| ※上覧に記入しきれない場合は、別紙を添付してください。 | | | | |

（裏面）

住宅関連の開発に関する窓口相談に必要な主な書類とは（参考）

住宅関連の開発に関する窓口相談に必要な主な書類は次のとおりです。ただし、相談内容、状況に応じ追加書類が必要になる場合があります。

１．市街化区域の場合

□　①位置図（住宅地図等で相談場所が分かるもの）

□　②公図

□　③登記簿（土地・建物）

□　④土地家屋償却資産課税台帳（名寄帳）

□　⑤土地利用計画図（案）

※接する道路の市道番号、認定幅員、現況幅員及び建築基準法の扱いを追加で記入すること。

□　⑥法第３３条の技術基準を満たすことが分かる書類

□　⑦その他（相談内容に関連する資料等）

２．市街化調整区域の場合

□　①位置図（住宅地図等で相談場所が分かるもの）

□　②公図

□　③登記簿（土地・建物）

□　④土地家屋償却資産課税台帳（名寄帳）

□　⑤土地利用計画図（案）

※接する道路の市道番号、認定幅員、現況幅員及び建築基準法の扱いを追加で記入すること。

　　□　⑥現況図（航空写真と公図の重ね図　等）

　　□　⑦現況写真

□　⑧その他（相談内容に関連する資料等）

・昭和４５年の都市計画法施行以前（＝「線引前」）から建物が建っている場所についての相談は、昭和４５年以前から土地が宅地課税されていたことを証するもの及び建築物が課税されていたことを証するもの（旧国分寺町、旧南河内町に限る）と昭和４５年当時の「航空写真」をお持ちください。（下野市税務課　資産税グループにご相談ください）

・農業従事者所有の建て替え等の場合は、農業委員会発行の「農業従事者証明」をお持ちください。

・市街化調整区域の土地利用に当たっては、都市計画法第34条各号の要件に適合する必要があります（要件については栃木県開発許可事務の手引きを準用しておりますのでご確認ください）。

○お問い合わせ先　　下野市都市計画課開発指導グループ　　電話0285-32-8909